

TOKYOふたり結婚応援パスポート利用規約

令和2年11月20日付2生都地第965号

(趣旨)

第1条 TOKYOふたり結婚応援パスポート事業（以下「本事業」という。）は、本事業の趣旨に賛同する都内の店舗、施設等の協力により、婚約・新婚カップルを対象に様々な特典やサービス等を提供し、結婚するふたりへの祝福を通じて、社会全体の結婚に向けた気運の醸成を図るものです。

この規約は、令和2年11月20日付2生都地第963号「TOKYOふたり結婚応援パスポート事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、婚約・新婚カップルの皆様が利用登録を行い、各種サービスを受けるに当たり、必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 利用登録者

本事業を利用するための登録を行った者をいいます。

(2) 協賛店等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、利用登録者に婚約・新婚カップル応援のためのサービス等（以下「結婚応援サービス」という。）を提供する事業者又は地方公共団体（以下「協賛事業者」という。）の店舗又は施設をいいます。

(3) 登録証（TOKYOふたり結婚応援パスポート）

東京都（以下「都」という。）が利用登録者の証として発行するもので、原則として、各協賛店等に提示することにより、結婚応援サービスを受けることができるものとします。登録証の意匠は別に定めます。

(4) ロゴ

本事業を象徴し、広く都民に周知するためのものをいいます（要綱第1号様式）。

(5) 協賛ステッカー

本事業の協賛店等であることを表示するため、都が協賛店等が発行するものをいいます。その意匠は、別に定めます。

(6) 運営サイト

都が運営する利用者登録、協賛店等登録及び協賛店等の情報提供等のためのウェブサイトを行います。

(7) アプリ

都が本事業実施のために配信する利用者登録及び協賛店等の情報提供等のためのアプリケーションソフトウェアを行います。

(利用対象者)

第3条 本事業は、1年以内に結婚を予定している婚約カップル及び結婚してから1年以内の新婚カップルを対象とします。

(利用者の登録の手続)

第4条 本事業の利用を希望する者は、次の各号に定める方法で、登録等を行うこととします。

(1) 運営サイト又はアプリから登録する。

(2) 「TOKYOふたり結婚応援パスポート利用登録申込書(兼再交付申込書)」(様式)により申込みを行う。

2 都は、前項第1号及び第2号に定める申込みを受けたときは、内容を確認し、運営サイト又はアプリによる表示、郵送等の方法により登録証を交付します。

3 都は、利用登録者が、第1項に定める登録等を行ったときに、都と利用登録者との権利義務関係について、この規約の内容に同意したものとみなします。

(登録証の利用等)

第5条 利用登録者は、協賛店等において結婚応援サービスを利用しようとするときは、原則として登録証を提示することとします。ただし、協賛店等が提示を必要としない場合はこの限りではありません。

2 登録証は、利用登録者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡することはできません。

3 利用登録者は、登録内容に変更が生じたときや、登録証を紛失又は毀損したときは、第4条に定める方法で、再登録を行うこととします。

(登録証の有効期限)

第6条 登録証の有効期限は、次のとおりとし、期限を過ぎた場合は使用することはできません。

(1) 1年以内に結婚を予定している婚約カップルについては、結婚を予定する月の翌年同月末日を期限とします。

(2) 結婚してから1年以内の新婚カップルについては、結婚した月の翌年同月末日を期限とします。

2 都は、登録内容等に基づき、利用登録の有効期限に達したと判断されるとき、登録廃止の手続きを行います。

(利用登録の取消し)

第7条 都は、利用登録者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができます。

(1) この規約に違反した場合

(2) その他利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めません。

(運営サイト及びアプリ)

第8条 都は、利用登録者が運営サイト及びアプリの利用に際して必要な通信手段、機器等の準備又は操作に関して一切関与しません。

2 利用登録者が運営サイト及びアプリの利用に際して用いる通信手段の通信料金は、利用登録者自身の負担とします。

3 都は、次の各号に該当する場合には、利用登録者に事前に通告することなく、運営サイト及びアプリの利用の全部又は一部を停止若しくは中断することができるものとし、これに起因して利用登録者が被った損害について免責されるものとします。

(1) 運営サイト又はアプリに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 地震、火災、停電その他の非常事態により運営サイトの運営が困難な場合

(4) その他、運営サイト又はアプリの管理運営上支障があると認める場合

(個人情報の保護)

第9条 都は、利用登録者情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、東京都個人情報保護条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、適正に取り扱うこととします。

2 都は、利用登録者の個人情報を、協賛事業者に提供することはありません。

(保証の否認及び免責)

第10条 運営サイト又はアプリにおける情報の掲載は、各事業者の協力により提供するものであり、都は同サイト又は同アプリに掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではありません。

2 都は、利用登録者と協賛事業者との間の実際の取引等には一切関与しません。本事業に関連して利用登録者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、都はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛事業者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、都の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、都は一切免責されるものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用登録者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。

また、この規約に関して、利用登録者と都との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

(協議解決)

第 13 条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用登録者及び都が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(規約の変更)

第 14 条 この規約の内容は、必要に応じ、利用登録者の事前の承諾を得ることなく、都において変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、運営サイト又はアプリへの掲載の方法のみによって行いますので、利用登録者は、同サイト又はアプリ上にて最新の規約を確認してください。

また、同サイト又はアプリ内に随時掲載、追加する附則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、本事業の実施及び運営サイト又はアプリの運営に当たり必要な事項は、別途定めます。

附 則

この規約は、決定の日から施行します。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

様式

ＴＯＫＹＯふたり結婚応援パスポート利用登録申込書（兼再交付申込書）

東京都生活文化スポーツ局都民生活部
地域活動推進課都民活躍支援担当 行

年 月 日

ＴＯＫＹＯふたり結婚応援パスポート利用規約に同意し、次のとおり申し込みます。

申込日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ)	セイ	メイ
申込者 1 氏名	姓	名
(フリガナ)	セイ	メイ
申込者 2 氏名	姓	名
結婚した年月 又は結婚予定年月	年 月	
電話番号	※日中連絡の取れる番号を記入してください。	
メールアドレス (携帯電話も可)	※この事業に係るご案内をさせていただくことがあります。 迷惑メール設定をしている場合は、ドメイン「 」からのメール及びURL付きメールを受信できるように設定してください。	
申込者状況	新婚カップル ・ 婚約カップル	

申し込みの際は、返送用の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、下記まで送付してください。

送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎

東京都 生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 都民活躍支援担当

個人情報の取扱

皆様からご記入いただいた氏名や住所、電話番号等の個人情報は、本申込書の記載内容の確認やＴＯＫＹＯふたり結婚応援パスポートに係る連絡を行う目的のためにのみ利用します。無断で第三者に提供することはありません。